

改正意匠法に基づく新たな保護対象についての意匠登録出願状況

令和 2 年 7 月 1 3 日
特許庁審査第一部意匠課

令和 2 年 4 月 1 日に、特許法等の一部を改正する法律（令和元年 5 月 17 日法律第 3 号）が施行され（一部の規定を除く）、我が国意匠法において、新たに画像、建築物、内装の意匠を保護できるようになりました。

新たに保護対象となった意匠の出願状況については、多くの企業等の皆様から高い関心が示されています。そこで、当面の間、これらの意匠登録出願状況について、以下のとおりお知らせすることにします。

新たな保護対象についての意匠登録出願件数（令和 2 年 7 月 1 日時点で取得可能なもののみ）

	画像	建築物	内装
意匠登録出願件数	239	133	98

※ 上記の「画像」「建築物」「内装」は、統計取得の都合上、以下の定義に基づいて取得しています。（意匠法上の定義と完全に一致しているわけではありません。）

- ▶ 「画像」は、日本意匠分類 N3 台が付与され、意匠に係る物品の欄の記載に「画像」、「GUI」又は「アイコン」の語を含む意匠登録出願を計上。（「GUI」には、「グラフィカルユーザーインターフェース」やその他の異表記を含む。）
- ▶ 「建築物」は、日本意匠分類 L0-0、L2~3 台（L3-7 を除く）が付与された意匠登録出願を計上。ただし、通常主として物品を対象とする分類（L2-52 台：ブロック、L3-2020：住宅衛生設備室 等）が付与されたもの、又は意匠に係る物品の欄の記載に「組立」の語を含むものを除く。
- ▶ 「内装」は、日本意匠分類 L3-7 が付与された意匠登録出願を計上。

※ 出願されてから取得可能となるまでに平均 3 日程度かかります。また、書面による出願の場合、1 か月以上かかることがありますので、上記数値に含まれていない場合があります。

※ ハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく国際意匠登録出願の件数は含んでいません。